



平成 27 年 9 月 4 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)

問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574

(URL <http://www.aeria.jp/>)

当社孫会社の取締役及び従業員に対する 新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 4 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条第 1 項、第 238 条第 1 項及び第 2 項並びに第 240 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり、当社孫会社の取締役及び従業員に対して、有償ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 新株予約権を発行する目的

当社は、平成 27 年 3 月 2 日付「株式交換による株式会社インフォトップキャピタルの完全子会社化及び孫会社の異動に関するお知らせ」のとおり、平成 27 年 4 月に株式会社インフォトップキャピタルを当社の完全子会社とし、株式会社インフォトップを孫会社といたしました。株式会社インフォトップの連結加入においては当社業績に大きく貢献しております。また、平成 27 年 8 月 26 日付「当社子会社・孫会社間の合併に関するお知らせ」のとおり、経営管理体制の一元化及び経営効率の向上を目的として株式会社インフォトップを存続会社とした株式会社インフォトップキャピタルとの合併を行う予定であります。株式会社インフォトップは、今後も主力事業であるアフィリエイト決済事業の安定拡大を基本として、システムのリニューアル、広告代理事業やアジアを中心とした海外事業への事業展開を進め、さらに、メディア事業やコンテンツ販売事業、新規事業など、事業の多角化を推進してまいります。

今後も当社グループでの中長期的な業績拡大及び企業価値の向上に取り組むにあたり、それらに対する貢献意欲を高める目的から、当社孫会社取締役及び従業員に対して、有償にて本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権について、権利行使価額を時価よりも高い価額に設定しておりますのは、権利行使価額を株価の目標値とする自信を株主の皆様にお示しし、当社孫会社の取締役及び従業員への達成に向けた意欲を一段と高めるとともに、当該目標が達成され、株主の皆様がご納得いただける環境の下でのみ本新株予約権の行使が行われることを想定しております。なお、株価の目標値である権利行使価額 2,500 円については、当社グループでの業績向上に対するインセンティブとして、平成 26 年 5 月 27 日に公表いたしました「当社取締役、監査役及び従業員に対する新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ」の第 8 回新株予約権乃至第 11 回新株予約権の行使価額 2,500 円と同額としております。

なお、本新株予約権には取得条項を設定しておりますが、これは将来的に当社孫会社の取締役及び従業員に権利行使する意思がなくなった場合やその他の理由によって権利行使ができない状況が発生した場合を想定し、当社の取締役会の判断によって、無償で本新株予約権の全部又は一部を取得できるようにしております。

また、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、56,000 株となり、本日現在における当社の発行済株式総数の 0.85% であり、本新株予約権の発行の目的である当社孫会社の取締役及び従業員の目標株価への達成に対する意識の向上を図るためには合理的な数値であると考えております。

2. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、次のとおりとなります。なお、当該金額は、当社と利害関係取引のない第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、取締役会決議前日の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株価の終値 1,337 円、株価変動性 71.0%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.017% や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 2,500 円、満期までの期間 3 年）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（1,633.2 円）を換算して、算定価額を上回る価額に決定したものであります。

第 13 回新株予約権 1,634 円

3. 新株予約権の発行要領

[第 13 回新株予約権]

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的株である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。）する数は 100 株とする。

(2) 本新株予約権の総数

560 個

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権 1 個の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に

交付株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額（以下「行使価額」という。）は、2,500円とする。なお、行使価額は第(4)項によって調整されることがある。

(4) 行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i. 本項第③号 ii. に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- ii. 株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。
- iii. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第③号 ii. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）のすべてが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- iv. 本号 i. 乃至 iii. の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 i. 乃至 iii. にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

- ③ i. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ii. 行使価額調整式で使用する時価は、直近でのファイナンス価格、もしくは、当社既存株式の直近売買価格とする。
- iii. 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号 ii. の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- i. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- ii. その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- iii. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤ 本項第①号乃至第④号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あ

らかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第②号iv.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(5) 本新株予約権の権利行使期間

本新株予約権者は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）ができる。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

①本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社孫会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社孫会社の取締役、従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にならない場合も、本新株予約権を行使することができる。

②新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(7) 本新株予約権の取得事由

①本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の5営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、無償で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 本新株予約権の行使請求および払込の方法

①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に行使しようとする本新株予約権を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行行使する年月日等を記載して、これに記名捺印のうえ、行使期間中に第(12)項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならない。

②本新株予約権を行使しようとするときは、新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて払込取扱場所の当社の定める口座に振り込むものとする。

(10) 本新株予約権行使の効力発生時期等

①本新株予約権の行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

②当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(11) 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(12) 本新株予約権の行使請求受付場所

当社管理本部

(13) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第 454 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定するための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

(14) 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり 1,634 円

(15) 本新株予約権の払込金額の総額

915,040 円

(16) 本新株予約権の割当日

平成 27 年 9 月 30 日

(17) 本新株予約権の払込期日

平成 27 年 9 月 30 日

(18) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社孫会社の取締役 4 名 400 個

当社孫会社の従業員 16 名 160 個

(19) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

資本金の増加額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加額の 2 分の 1 の金額とし、計算の端数が生じたときはこれを切り上げ、残額は資本準備金に組み入れるものとする。

以上